

岐阜県公報

第 三 百 四 十 四 号
令 和 四 年 十 一 月 一 日
(火 曜 日)

目 次

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	四三三 ^ハ 五
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	四三三 ^ハ 六
指定医療機関の廃止の届出	(同)	四三三 ^ハ 六
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	四三三 ^ハ 六
指定介護機関の廃止の届出	(同)	四三三 ^ハ 七
医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	四三三 ^ハ 七
道路の供用開始	(道路維持課)	四三三 ^ハ 七
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	四三三 ^ハ 八
落札者等に関する公示	(情報システム課)	四三三 ^ハ 八
土地改良区の設立認可	(農地整備課)	四三三 ^ハ 九
土地改良事業の工事の完了	(同)	四三三 ^ハ 九

岐 阜 県 告 示 第 三 百 七 十 八 号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ぎなんレディースクリニック	羽島郡岐南町八剣北五丁目八一	令和 四・九・一
おおさかクリニック	高山市昭和町一丁目三三五	同
よこた整形外科	各務原市鷺沼羽場町二丁目一五〇番地一	同
くまさん薬局	可児市下恵土三〇四三	同
クスリのアオキ薬局	可児市梶ヶ丘二丁目一番地二	同

岐阜県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十一月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
一般国道	二百四十八号	多治見市大藪町字上廻間洞二四八番五地先から同 市同 町字廻間洞一七九番一地先まで	五・九	令和 四・二・一	平成 三〇・六・六

岐阜県告示第三百八十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）
郡上市白鳥町河多岐 字白上山 一九四六番一 一号

阿多岐

字長瀬町	一九五二番一	二号及び三号
字白上山	一九五二番六	四号
	一九五二番二	五号
	一九三七番一	六号
	一九四一番三	七号
	一九四三番一	八号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達役務の名称及び数量 「岐阜情報スーパーハイウェイ」ネットワーク・伝送路 運用保守業務 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 令和 4 年 7 月 11 日
 - 4 落札者を決定した日 令和 4 年 8 月 22 日
 - 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地 西日本電信電話株式会社 岐阜支店 支店長 児玉 美奈子
 - 6 落札金額 2,640,000,000円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 岐阜県清流の国推進部デジタル推進同情報システム課地域情報化係
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

土地改良区の設立認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、次の土地改良区の設立を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	施 行 に 係 る 地 区 名	認 可 年 月 日
四 郷 南 部 土 地 改 良 区	四 郷 南 部 地 区	令 和 四 ・ 一 〇 ・ 一 八

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和四年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

事 業 の 種 類	施 行 に 係 る 地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
かんがい排水事業 （保全合理化型）	木 田 地 区	令 和 三 ・ 二 ・ 一 五

令和四年十一月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社